

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予算特別委員会会議録 (2) (令和元年3定)			
日 時	令和元年 9月12日 (木)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時20分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	川畑委員長、面野副委員長、松田・高橋 (克幸)・松岩・高木・ 中村 (誠吾)・小貫・山田各委員		
説明員	市長、教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・港湾担当・ 生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・ 病院局小樽市立病院事務各部長、保健所長、消防長、会計管理者、 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、 農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

開会に先立ち、一言御挨拶を申し上げます。

先日の選挙におきまして、委員各位の御支持をいただき、委員長に就任した川畑です。もとより微力ではありますが、副委員長ともども、公正にして円滑な委員会運営のため、最善の努力を尽くす所存でございますので、委員各位はもとより、説明員の皆様の御協力をお願い申し上げます。

なお、副委員長には、面野委員が選出されておりますことを御報告いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、松田委員、中村誠吾委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。高橋龍委員が中村誠吾委員に、酒井委員が小貫委員にそれぞれ交代しております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は、自民党、共産党、公明党、立憲・市民連合の順といたします。

自民党。

○山田委員

◎除排雪について

それでは、代表質問で除排雪の質問をしております。何点か質問をさせていただきます。

現在、有識者を交えた会議や連合町会を含めた分科会など、会議が行われているとお聞きます。代表質問の冒頭、ことしの除雪対策本部の設置を11月1日に前倒しをすると市長からもお聞きいたしました。そこでお聞きいたしますが、ことしの除雪対策本部の体制、それと市民からの意見集約などはどのようにお考えなのか最初にお聞きいたします。

○（建設）維持課長

まず、除雪対策本部の体制につきましては、昨年度と同様副市長を対策本部長としまして、建設部を中心に総務班や除排雪事業班などを構成し除排雪に取り組んでまいりたいというふうを考えております。

次に、市民からのお問い合わせにつきましては、昨年度と同様11月上旬から中旬にかけて市内9会場で除雪懇談会を開催いたしまして、皆さんからの御意見をお伺いするとともに、日々の除排雪等に関するお問い合わせについても、本部事務局を中心にできる限り皆さんからの要望に対して丁寧に対応していきたいというふう考えております。

○山田委員

体制ということで、昨年同様消防庁舎の上かな、そこで設置されるということによろしいのでしょうか。

○（建設）維持課長

除雪対策本部の事務局につきましては、建設事業室、塩谷の事務所で開設ということになっております。

○山田委員

では次に、小樽市雪対策基本計画策定について何点かお聞きいたします。

有識者を交えた会議や連合町会の分科会、こういうような会議が行われていますが、今までとは違った意見などは出ているのか、どのような意見があったのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）建設事業室主幹

雪対策基本計画の策定にかかわりまして、懇話会、分科会を開催しております。雪対策にかかわる全般にわたり御意見をいただいているところでありますけれども、今までと違った意見と思われるものを御紹介いたしますと、一つ目は、太陽光発電などの自然エネルギーを活用してバス停の融雪ができないだろうかという提案がありました。また、地域の雪の問題として雪置き場、これは地域の方のみが使用する除排雪作業時に雪を堆積する場所で、小規模な空き地でございますけれども、この確保に困っているとの情報もお聞きしているところでございます。

○山田委員

さらに、雪対策基本計画策定についてはおおむね10年間の計画とお聞きしております。この10年間の計画の中には、例えば人口減少問題や高齢化社会への対応など、問題が幾つかあると思います。こういうような問題に対してどのような計画をお考えなのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）建設事業室主幹

計画にどのように盛り込むかということでございますけれども、行政だけの取り組みでは限界がございますので、市民の皆さんと協働の取り組みを重点として計画に位置づけてまいりたいと考えております。

○山田委員

私も少し意見を言わせていただくと、やはり人口が減少することや高齢化による対応については、どうしてもできる人、多分そういう人口を呼び込んでこなければならぬのかなと私は思っています。その点について、例えば地方の若い人方を呼び込む、ボランティア、その観点からどうでしょうか、そういう方をこういう計画に乗せるというのはできないものでしょうか、お聞きします。

○（建設）建設事業室主幹

委員から御提案のありました小樽市以外からの方も小樽市の除雪にかかわっていただきたい、そういうボランティア活動も利用できないかという御提案かと思っておりますので、そういう可能性も含めて、今後懇話会、分科会等で御意見を伺ってまいりたいと考えてございます。

○山田委員

ぜひ含めて、ボランティアの活用ということもお願いしたいと思います。

特に本市では観光客が大勢来ております。堺町、運河周辺、この観光客に配慮した除雪のあり方や、例えば私が考えるには、そういう空間にはある程度一方通行だとか、除雪に対してのきめ細やかな対応、これが必要なかと思うのですが、観光客に配慮した除雪のあり方、今回1路線がふえたと聞きますけれども、その点についてどう考えているのか、特に私が思うのは南小樽方面からの除雪のあり方、それについてお考えをお聞かせください。

○（建設）維持課長

観光に配慮した除排雪作業につきましては、今年度は昨年度までの小樽駅周辺の除排雪対応に加えまして、お話があったとおり、南小樽駅周辺、特に堺町通へ向かう歩行者導線であります入船のバス通りの歩道除雪の強化ですとか、あとは予防保全的な排雪を計画するなど、観光客の安心で安全な歩行空間の確保に努めてまいりたいというふうには考えております。

○山田委員

ぜひとも、観光客も雪に親しんでいる人ばかりではないので、そういった場所の除雪、歩道の除雪、そういった導線の問題の解消についてもお願いしたいと思います。

この項の最後に、玄関前に積もったかたい雪や、例えばバス停前に積もった置き雪の解消、これについてどのように、除雪体制をされているオペレーターの皆様方に指示を出しているのか、また、各7ステーションでそれぞれやはり対応が違うと思うのですが、どのような指示を出しているのか、そういう情報収集も私は大事だと思っております。それについてどういうふうにお考えなのか、この項の最後にお聞きしたいと思います。

○（建設）維持課長

除雪後の置き雪につきましては基本的に各家庭でお願いしているのですが、除雪後の置き雪が多いですとか、非常にかたいという場合において、市民の皆様が非常に処理に困っているという話もよく伺っているところがあります。このため、今年度も、市と市内7地域の除雪業者との打ち合わせの場であります除雪ステーション会議を定期的開催いたしまして、ステーションの代表者である業務主任に対し、可能な範囲で置き雪量の低減の工夫ですとか、バス停等を円滑に通過できるような除雪作業の工夫はできないかということで提案させていただきたいと思っております。そのことによりまして、業務主任から除雪機械のオペレーターまで、そういう作業の配慮ができるかどうかという部分を意識させて、浸透させていきたいなと思っております。また、そういう会議を通じて今後ともいろいろな情報収集に努めていきたいと思っております。

○山田委員

私はずっと思っているのですが、毎年毎年道路が違うわけではなく、各1ステーションから7ステーションまでやった実績というのは残りますよね。残った後、毎年、やはりこの交差点はこうだった、このバス停はどうだった、学校周辺はどうだったという資料が多分出てくると思うのですが、その集積。また、その集積によって改良していく、よしここは昨年も悪かったからことしは重点的に、降雪の量も違うとは思いますが、そういうような過去の知識というのですか、そういうものを蓄積して、ぜひともことしの除雪に当たっては本当にいい除雪だったよねと言われるようにしていただきたいのですが、その点について最後にお聞きしてこの項は終わりたいと思います。

○（建設）維持課長

今、委員がお話しになりました件についてですが、市内各7地域で路線の特性もそれぞれございますので、市民の声もいろいろありますので、その辺の情報については蓄積させていただきたいと思っております。その辺は実績ということでデータの集積になりますので、その実績を踏まえて検証しながらまた次に生かしていきたいというふうに考えております。

○山田委員

よろしくお聞きいたします。

◎財政の概況について

次に、財政の概況から何点かお聞きいたします。

実質収支は、平成22年度からは9年連続の黒字ですが、単年度収支では3年連続の赤字決算ということをお聞きいたしました。では、27年度を基準とした場合、28、29、30年度の実質単年度収支のマイナス要因についてはどのようなものがあるのか最初にお聞きいたします。

○（財政）財政課長

実質単年度収支につきましては平成27年度まで黒字ということでありましたが、財政の概況によれば、28年度、29年度、30年度、それぞれマイナスという形になっておりますが、この主な理由といたしましては、市税や譲与税及び交付金については若干増とかおおむね横ばいという形で推移しているのですが、臨時財政対策債を含めた実質的な交付税ということについては、国勢調査人口の減少などの傾向により毎年度減っているという状況がございます。それによって実質単年度収支がマイナスで推移することになった主な要因と考えております。

○山田委員

それでは、平成14年度から23年度まで行っていました他会計からの借り入れ、現在は21億6,200万円とお聞きします。この金額については、毎年5億円ずつ平均で減っているのかなと思っております。この借入金は今後どのようになるのか、また、これはゼロになる予定はあるのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（財政）財政課長

他会計からの借り入れの部分、そして基金からの借り入れの部分につきましては、今年度の予算においても4億

9,400万円の償還を予定しております。また、令和2年度においても償還年次表に基づいて金額を定めているものがございますから、2年度についても4億8,100万円を予定しております。なお、3年度以降については、この償還額も年々減少しまして、基金からの借入れにつきましては現在の予定では4年度、そして他会計からの借入金につきましては8年度での償還終了を予定しております。

○山田委員

ぜひとも粛々と進めていただきたいと思っております。

では、人件費についてお聞きいたしますが、平成30年度末の職員数は退職者を除き1,673人、一般会計の職員数では退職者数49人とお聞きしております。今後、職員数に応じた職員配置、これはどのような方向を目指すのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○(総務)職員課長

厳しい財政状況のもと収支改善を図るためには人件費の抑制は避けては通れない課題でありますので、事務事業の見直しや業務の効率化を図り、令和3年度に向けた組織改革のための検討経過を踏まえながら、(仮称)職員定数適正化計画を策定し、業務量に見合った適正な職員数となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○山田委員

私も、職員数が多いというわけではないのですが、やはり一番ネックになるのが職員数だと思っております。今後そのような職員配置をお考えだということであれば、令和3年度、その機構改革、それに向けて粛々とお願ひしたいと思っております。

次に、扶助費172億7,000万円、これを前年と比較して臨時給付金で1億5,600万円の皆減となり、全体で1億8,700万円の減と聞きました。内容については生活保護で5億7,200万円減少しましたが、障害者福祉18億9,900万円、児童手当、児童扶養手当では4億2,100万円、保育所等で6億3,500万円増加しています。全体で23億1,200万円の増と聞き、今後扶助費がふえ続ける要素が大きいのと思っておりますが、この対応についてどうお考えなのかお示してください。

○福祉部長

扶助費について幾つか項目がございましたので、私からお答えさせていただきます。

歳出の中で約30%の大きなウエートを占める扶助費ですけれども、確かに扶助費は年々ふえてきております。この背景として、法改正ですとか制度の見直し等があつてふえてきているわけですが、国としては社会保障の改革の関係でいかに社会保障費の抑制を図るかということをやっておりますけれども、小樽市としては必要な人に必要な支援を行うということが基本ですので、特別な抑制のための支援ということは考えておりません。

扶助費の中でふえている特に大きな要因としては障害福祉がございます。これは10年前と比べると、10年前は約21億円だったのが今は41億円ほどとなっております。これが今特に大きく扶助費を伸ばしている要因かなと思っておりますけれども、障害者対策は国でもいろいろ力を入れておりますので、これについても小樽市としても必要な支援を行っていくということですので、ここしばらくの間扶助費がふえていくのはやむを得ないのかなと思っておりますが、厳しい財政ではありますけれども、必要な予算の確保については努めていきたいと思っております。

○委員長

山田委員に申し上げます。決算に関係する部分については外して、予算に関係することで質疑してください。

○山田委員

はい。

ぜひとも、今の福祉部長の御意見で粛々と進めていただきたいと思っております。

◎防災について

防災、消防について何点かお聞きします。

近年、河川の氾濫や不明者救助に活躍しているドローンについてお聞きいたします。

私が出ている記憶からは、九州、四国地域での豪雨災害で、四万十川、河川の氾濫対策として地元消防団が自費で4年前か5年前か、そのときに使用しているとお聞きしておりました。現在、広域の災害に対しては現地に出向き災害対応が行われていますが、この災害場所の現場の状況には危険な部分があり、なかなか状況の把握ができないとも聞いております。そこで、全国では災害現場の状況把握としてドローンの活用をしている消防署もあると聞き、今後の活用についてお聞きしますが、活用している消防署管内にはどのようなところがあるのか最初にお聞きいたします。

○(消防) 警防課長

ドローンの活用用途につきましては、高性能カメラを含めた活動困難地域や被害状況の確認等、情報収集を主とした活用例が多いと聞いております。導入の課題につきましては、雨や風に弱く、飛行時間もバッテリーに依存しているため20分程度となっております。北海道内においては、札幌市、江別市、恵庭市等で既に導入し活用方法を検討していると聞いておりますので、今後も他都市の運用実績などの情報収集を行い、導入の可否について検討してまいりたいと考えております。

○山田委員

そうですね。実際に消防庁では、災害については、千葉市に無人航空機を配置しているとも聞いております。また、平成28年の熊本地震では行方不明者の捜索や、29年7月の九州北部豪雨では緊急消防援助隊の活動に当たり、道路の封鎖状況、流木の流出範囲の確認、これについて行われたと私も聞いております。

では、今後このような活用について検討されるというふうには聞いておりますが、例えば消防団員の訓練用に活用だとか、災害時の活用の手引きの作成、このような問題が今後あると思うのですけれども、その点に関しては何かお考えはないのかお聞きいたします。

○(消防) 警防課長

活用の手引きにつきましては、国の手引きをもとに、現在それを含めて、他都市の状況も含めて検討してまいりたいと考えております。

○山田委員

まさしくそうなのですよ。消防、防災分野における無人航空機の活用の手引き、こういうのがあるということによろしいですか。

○(消防) 警防課長

そのとおりでございます。

○山田委員

この手引きの中にはいろいろと活用事例が載っております。河川においては行方不明者を発見したり、地震のときには地割れがあったり、それから土砂災害については、どういう土砂がどの程度流れているのか、また、火災においてはいろいろな情報収集の方法があると思います。この点について財政支援というか、本市もある程度未来に向けた導入に向けてこういうものに積極的に取り組んでいただきたいと思います。その点について最後にお聞きして、この項の質問を終わりたいと思います。

○消防長

消防団、それから常備消防も含めてということになりますけれども、ドローンの導入に当たっては一定の国の財政的支援がございます。これは緊急防災・減災事業債というものが一応は補助を対象としておりますけれども、令和2年度までということに現在のところなっております。

今後、常備それから非常備の消防を含めて、災害時にどういった形でドローンが活用できるか、こういうところについて研究をした上で導入の可否について決定をしていきたい、こういうふうになっております。

○山田委員

ぜひともよろしくお願いたします。

◎地籍調査について

それでは、最後の質問に入らせていただきます。地籍調査について何点かお聞きいたします。

この地籍調査は、国土調査法に基づき、主に市町村が実施主体とお聞きしております。最初に、このような調査が行われる際に調査する技術者や、なくてはならぬ資格についてどのようなものが該当するのかお聞かせください。

○（建設）用地管理課長

資格要件でございますけれども、用地測量は公共測量に当たりますので、公共測量の実施につきましては測量法の中で測量士または測量士補が従事することが求められておりますので、それが資格要件ということになるかと思えます。

○山田委員

その2点だけでよろしいですか。それと、別の角度から聞くと、職員については何らかの資格というのはなくてよろしいのでしょうか。

○（建設）用地管理課長

まず、地籍調査事業を外注する場合でございますけれども、国土交通省から地籍調査事業の外注実施要領の通知を受けているところでございます。この中で、実施機関の要件ということで三つほどございますけれども、この中の一つ、一筆地調査や境界確認を伴う用地測量については十分な知識と経験を有すると実施主体が認める者となっておりますので、ここの用地測量ということで、先ほど申し上げたところが該当するということになります。

職員の資格でございますけれども、こちらは資格ということではなく土木職員を配置しているということで、測量の知識があること。また、平成26年度から地籍調査を小樽市で発注しておりますけれども、24年度から担当職員を配置いたしまして研修等を行っているところです。

○山田委員

平成26年度から今回の調査を行っているとお聞きしました。では、地籍調査の主体は市町村ということで、地方公共団体や土地改良区などの団体であり、土地の所有者は境界確認の立ち会いと調査成果の確認とお聞きしております。

では、土地の所有者が例えば現地立ち会いに協力せず境界を確認できなかった場合、この土地の処分はどうなるのか。また、その後の取り扱いはどうなるのかお聞きいたします。

○（建設）用地管理課長

このまま同意できない場合の処理ということになりますけれども、地籍調査作業規程準則第30条第4項に該当しまして、筆界未定ということになります。筆界未定になりますと隣接地との境界の記入ができないということになりますので、一つの大きな土地のような形で表示されまして、その大きな土地の中に複数の地番が記入されるということになります。

そうしますとデメリットが生じてくるわけでございますけれども、例えば金融機関からの融資が受けられないような状況になる可能性があるということ、また、分筆、合筆、地積更正、地目変更ができなくなります。あとは、隣接者と協力をして、当事者同士で今後境界を確定する必要があるということになります。こちらの費用等も全部自己負担ということになりますので、そのようなデメリットが生じてくるということになります。

○山田委員

今お聞きいたしましたけれども、例えば境界が決まらないうとそういうデメリットが多いということでまとめてよろしいですか。

○（建設）用地管理課長

デメリットが多いかということになりますと、このような問題が生じまして、隣接者同士でお話し合いを持って

いただくということになるかと思えます。

○山田委員

これがなければだめだというわけではないとは思っています。要はもとに戻るだけなのかなと。ただ、そういう土地の売買だとか、地目だとか、そういう面では煩雑になる部分が出てくると。そういった部分ではこれはデメリットかなと私も思います。

では、本市で今回この事業を平成26年度から行っていると聞きます。この地籍調査を担当する職員はこういう調査に精通しているのかといえ、そうでもないというような形で先ほど受けましたけれども、精通していなくても、調査の概要というか成果品が正当に上がってきた場合、いいのか悪いのかという判断ができるのか、できないのか、その点についてお聞かせください。

○（建設）用地管理課長

まず、職員が精通しているかどうかでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり2年ほど前から職員を配置いたしまして、研修を行ってスキルアップを図っているというような状況でございます。

検定につきましてですけれども、こちらは基準がございまして、地籍調査事業工程管理及び検査規程、こちらと北海道で出しております北海道地籍調査復元測量工程管理及び検査規程、こちらに項目ごとにどのような検査を行うか、そのようなことが全て記載されておりますので、こちらの規程に基づきまして検定を行っているということでございます。

○山田委員

検定されている人方については、平成26年度、27年度、28年度、29年度、各1年で交代されているとお聞きしています。この1年が短いのか長いのかは私は判断しませんが、毎年こういうふうを担当者がかわるといのは私はどうかなと思うのですが、その間いろいろとこの地籍調査に関する勉強会、そういうこともされているということですから、間違いなく地籍調査の成果品に対しては、本市は正当な判断ができると考えてよろしいですね。

○（建設）用地管理課長

そのように思っております。

○山田委員

先ほども、調査に関しては1年ずつ職員がかわり、職員のスキルアップ、勉強会だとかいろいろされていると思いますが、国家的な資格は要らないということでもわかりました。

では、調査する会社については十分な調査ができるのか、その能力が十分にわかるという資料はどのようなものがありますか。

○（建設）用地管理課長

先ほど申し上げましたけれども、測量士、測量士補、こちらの資格をお持ちということ、また、市内で境界確認や用地測量を実施しているという測量会社でございますので、資格はあると判断しております。

○山田委員

例えば今回入札に参加された会社については以前どのような仕事をしていたのか、例えば市内のこういうような地区を専門にされたのか、都市部なのか、山の中なのか、そういったことは理解されていますか。

○（建設）用地管理課長

入札に参加した業者ということではなく、受注された会社ということでしょうか。こちらの会社は、市内での地籍調査は初めての事業になりますので、市内では実績はございません。ただ、他の測量業務でさまざまな機関から受注を受けている会社でございますので、そういう面では資格等は十分であると認識しております。

○山田委員

本常に市民のためになる国が定めた地籍調査だと私は思っています。ただ、聞くところによると、そういう判断

ができないやにも聞いている部分があるので、今回はこの地籍調査についてお聞きしました。本当に市民のためになるような地籍調査を今後とも進めていただきたいと思います。最後にその点だけお聞かせ願いまして私の質問は終わります。

○（建設）用地管理課長

今後につきましては、きちんと資料等をチェックいたしまして進めてまいりたいと考えております。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

共産党に移します。

○小貫委員

◎生活保護に係るシステム改修費について

最初に、議案第1号の補正予算、この中の生活保護に係るシステム改修費に関連してお伺いいたします。

進学準備給付金に関してシステム改修が必要になっているということなのですが、まず、この進学準備給付金について説明してください。

○（福祉）生活支援第1課長

進学準備給付金につきましては、平成30年6月の生活困窮者自立支援法等の一部改正におきまして制度化されたものであります。目的としましては、生活保護世帯の子供の大学等への進学支援ということでありまして、具体的には、大学等へ進学する際に新生活の立ち上げ費用としまして一時金を支給する内容となっております。支給額につきましては自宅通学の場合ですと10万円、自宅外の通学の場合は30万円となっております。

○小貫委員

平成30年、昨年からはまったということですのでもう実績があると思うのですが、この支給について小樽市の実績を説明してください。

○（福祉）生活支援第1課長

実績につきましては、平成30年度は支給人数が17人、支給額につきましては330万円となっております。

○小貫委員

その17人が全体の中のどういう規模なのかということなのですが、生活保護世帯の中で高等学校とかを卒業した人数というのはそもそも何人ぐらいいるのでしょうか。

○（福祉）生活支援第1課長

ことし高等学校を卒業した人数につきましては38人となっております。

○小貫委員

38人のうち17人が利用したということなのですが、進学しなかった人もいると思うのですが、卒業した人数のほかに進学した人数は押さえているのでしょうか。

○（福祉）生活支援第1課長

正確な数字は、申しわけありませんが後ほど確認してからお答えしたいと思います。

○小貫委員

38人中17人ということで、もしかしたら対象になるかもしれないけれども、漏れた人がいないかどうかというところが疑問になっているわけですが、この制度の周知の方法については現在どのようにやっているのでしょうか。

か。

○(福祉)生活支援第1課長

制度の周知につきましては各ケースワーカーが担当世帯を抱えておりますが、その中で高校卒業者のリストにつきましてもそれぞれが確認しておりますので、その中で、大学あるいは専門学校ですとか、そういった形で進学する方については当然確認をしておりますので、その中で必要な方については申請手続についても助言しておりますので、漏れないように対応に努めているところであります。

○小貫委員

そのシステム改修の内容ですけれども、ほかにどのようなことに対応するための改修なのかも説明してください。

○(福祉)生活支援第1課長

そのほかにつきましては二つほどございます。

1点目は、生命保険会社に対する被保護世帯の資産調査を行いますけれども、その際に効率的に実施するために統一的な様式を作成することが国から求められておりますので、そのシステムの改修に要するものでございます。

もう一点につきましては、これも国に被保護者の統計調査で定期的に報告するものがございますが、その中の調査項目が追加になるということがございます。例えば生活保護の廃止に至った理由ですとか、そういったものが具体的に少し細分化されるということもありますので、それに伴うシステムの改修を要するというところでございます。

○小貫委員

この財源なのですが、国庫補助ということで特定財源に示されているのですけれども、補助率はどうなっているのでしょうか。

○(福祉)生活支援第1課長

補助率につきましては、進学準備給付金のマイナンバー情報連携という部分につきましては3分の2となっております。それ以外、先ほど申し上げました二つの改修につきましては2分の1補助ということでございます。

○小貫委員

マイナンバーの関係は3分の2なのだけでも、しかし、国で調査項目が追加になったというのに国は半分しか出さない。けしからん話だと思うのです。全額出せというふうに私は思いますが、生命保険会社に照会するために様式を統一する必要があるのだと言うけれども、今は不自由なくやっているということによろしいのですよね。

○(福祉)生活支援第1課長

生命保険会社への照会につきましては、現在も照会はしております。ただ、今、生命保険会社の全国組織と国とで様式の見直しをしておりますので、お互いに調査のしやすい、トラブルのない、円滑に進むような形の協議が行われておりますので、そういった中で様式が改めて見直されて固まる状況でございますけれども、その際にはこちらとしても、それに合わせた対応をしなければいけないということで考えているところであります。

○小貫委員

肝心かなめのマイナンバーの情報連携の形ですが、今システムが入っていて、マイナンバーについてですけれども、生活保護の利用世帯全員のマイナンバーが入っているのでしょうか、どうなのでしょう。

○(福祉)生活支援第1課長

全員の登録というのを基本にしておりますけれども、一部身元不明の方もいらっしゃいますので、そういった方で一部登録できない方はいらっしゃいます。

○小貫委員

身元不明の方というのはどういうことですか。

○(福祉)生活支援第1課長

身元不明で、まれにありますけれども、住所とかお名前とかもわからない中で、行旅死亡人のような形でお亡くなりになるようなケースとかもありますので、そういった方につきましては情報が確認できないというときがありますので、そういったケースを想定しています。

○小貫委員

今の説明、よくわからないのでもう一回お願いします。

○(福祉)次長

生活保護を受ける中で、これは実際にあった例なのですけれども、例えば小樽に来て入水自殺を図ったと。命は取りとめたのだけれども、本人が自分のことは全く記憶がなくて、名前も何も思い出せないという方がいらっしゃるのです。まれな話なのですけれども、そういう場合に当然住民票とかがわからないわけですから、身元不明のまま仮の名前をつけて生活保護を実施しているという例がございます。そういった場合についてはマイナンバーの登録はできませんので、そういう方は例外の扱いをしているところであります。

○小貫委員

今、かなり特殊な例を出していただいたのですけれども、それ以外の方は全員、本人の意向も関係なく生活保護のシステムの中にはマイナンバーが入っているということによろしいのですか。

○(福祉)生活支援第1課長

はい、基本的には、それ以外の方については入っているという形になると思います。

○小貫委員

それはどういった形に入っているのでしょうか。申請のときにマイナンバーのわからない方は、それはそれでも申請は受け付けられると思うのですけれども、本人がマイナンバーを通知しない、だけれども市役所のシステムの中には入っているということでもいいのですか。

○(福祉)生活支援第1課長

小貫委員がおっしゃったように、申請のときにマイナンバーを書いていただく形をお願いしていますので、そういった形で皆さん申請のときには提供していただくので、そういう形で登録に基本的に至っています。

○小貫委員

いや、私も申請を手伝うことがありますけれども、わからないという人も結構いますよね。そういう方でもシステムに登録されているのですね。

○(福祉)生活支援第1課長

生活保護事務におけるマイナンバーの導入に関する取り扱いということで厚生労働省からも通知が来ていますが、その中でも、マイナンバーの提供自体は保護の要件とはしていないということなのですけれども、番号法第14条2項に基づきまして、住基端末等を利用してマイナンバーを含む本人確認情報について提供を受けることが可能ということがございますので、そういった中で対応をすることができるということで考えています。

○小貫委員

それは可能ということで、できる規定だというのが今の法律上の話だということでしたけれども、それは義務規定ではないわけですね。確認します。

○(福祉)次長

この通知によりますと、義務規定ではございません。

○小貫委員

しつこいようですけれども、確認しますが、法律ではできる規定なのだけれども、小樽市としては本人の同意な

くシステムにマイナンバーを登録しているということによろしいですね。

○(福祉)次長

わかったものについては登録しているところです。

○小貫委員

いや、そこがはっきりしないですね。最初の話だと、特殊な例を除いては登録してあると。申請のときは、なくても受け付けていると。今、わかったものという言い方を福祉部次長がしましたけれども、このわかったものというのは、本人が提供してわかったものなのか、本人が提供しなくてもわかったものなのか、どちらなのか。

○(福祉)次長

本人の提供がなくても、調べてわかったものについては登録しているところです。

○小貫委員

それで、今回の進学準備給付金の情報連携は、法律ではどのように定めているのでしょうか。

○(総務)情報システム課長

法律ということで、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法ですが、こちらでは特定個人情報を使ってよい範囲を定めておまして、第19条では、特定個人情報は提供してはならないこととなっておりますが、同条第7項で、例外規定として、情報提供ネットワークを使用した場合には特定個人情報を提供できることとなっております。

○小貫委員

情報提供ネットワークを使用した場合は可能だと。使用しない場合はどうなのでしょう。

○(総務)情報システム課長

情報提供ネットワークを使用しない場合につきましては、例えば庁内で情報を連携する場合などが想定されるかと思いますが、こちらについては条例で定めることとなります。

○小貫委員

条例で定めているという話なのですが、そうしたら、条例で定める利用範囲というのはどうなっているのか説明してください。

○(総務)情報システム課長

法律以外に条例で定める範囲につきましては、市が独自で行っている事務、具体的に申しますと外国人の生活保護ですとか、重度身体障害者医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成などの福祉医療事務、これらについては庁外の団体と情報連携できることとなります。また、このほか、先ほど申し上げましたが、条例で定めている部分につきましては庁内での情報連携が可能となります。

○小貫委員

情報連携という言葉がどういう話なのかということなのですが、例えば小樽市が他都市の情報を得たい、そういった場合どのような手続が必要で、無料でできるのかどうか、それについてはいかがですか。

○(総務)情報システム課長

情報連携により情報を得る場合ですが、小樽市に設置している端末に相手先や、何の事務を行うために何の情報が欲しいか等の情報を入力し、情報提供ネットワークを通じて照会をかけ、回答を得るということになります。また、これにかかる1件幾らといった経費はありませんけれども、情報提供ネットワークシステムの維持費等に係る負担金は各利用団体が負担しております。

○小貫委員

システムの負担金があると。利用頻度によって負担金が変わるということはないですね。

○(総務)情報システム課長

こちらの負担金につきましては、人口規模によってランクづけされていまして、そちらの金額に基づいて支払いをしております。

○小貫委員

今、答弁の中で、本人の確認がなくてもマイナンバーが登録されていると。それが情報提供ネットワークの中で、他都市の自治体も含めてその情報を得ることができるということなのですけれども、結局マイナンバーの利用範囲が広がることになるということで確認したいと思うのですが、いかがですか。

○（総務）情報システム課長

今回、生活保護事務で新たな項目が情報連携の対象になったということですので、利用範囲が広がったということになるかと思えます。

○小貫委員

本人の同意がないのに登録されている情報がさらに広がっていくことは問題だということで、次の質問に移ります。

◎森林環境税、森林環境譲与税について

同じく議案第1号の補正予算及び議案第22号の小樽市資金基金条例の一部を改正する条例案についてですけれども、森林環境整備事業資金基金積立金です。まず、このもととなっている森林環境税の目的を説明してください。

○（産業港湾）農政課長

森林環境税、それから森林環境譲与税が今回導入されておりますけれども、こちらにつきましては森林の有する公益的機能の維持の増進の重要性に鑑み、市町村及び都道府県が実施する森林の整備その他促進に関する施策の財源に充てるためとされております。

○小貫委員

森林環境税を聞いたつもりだったのですけれども、今、譲与税のほうだったような気がするのですが、いかがですか。

○（産業港湾）農政課長

こちらにつきましては両方一本での法律になっておりまして、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律というもので規定されておりまして、こちらの第1条で、先ほど申し上げた施策の財源に充てるためというふうにされております。

○小貫委員

その目的の部分の背景ですけれども、何で森林の管理が必要だということでこの税目が増えられたのかというところを説明していただきたいのですが。

○（産業港湾）農政課長

こちらの森林環境税及び森林環境譲与税が導入された経緯につきましては、パリ協定の枠組みのもとで、温室効果ガス排出削減目標の達成、それから災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点ということで議論され、導入されたということでありまして。

○小貫委員

森林環境税なのですけれども、対象となる市民がどのくらいいて、徴収する金額というのが幾らになる見通しなのか説明してください。

○（財政）市民税課長

森林環境税の課税初年度が令和6年度ということでございますけれども、この時点の課税対象者数と課税額でございますが、今年度の7月時点の課税実績から試算いたしますと、均等割の課税者が約5万1,000人おりますので、税額1,000円を乗じますと、およそ5,100万円となる見込みと考えております。

○小貫委員

市民から5,100万円お金を取るという話です。今度は譲与税ですけども、森林の整備にということなのですが、もう少し具体的に、法律ではどのような使い方をすることになっているのか説明してください。

○(産業港湾)農政課長

この法律の中におきまして、譲与税の用途につきましては四つ示されております。一つは森林の整備、二つ目は人材育成及びその確保、三つ目は森林の持つ公益的機能の普及啓発、四つ目は木材の利用促進その他森林整備の促進に関する施策、以上のように定められています。

○小貫委員

この譲与税なのですが、どういう基準で、先ほど環境税は1人1,000円だという話があったけれども、譲与税についてはどういう基準で配分されるのか説明してください。

○(産業港湾)農政課長

譲与税につきましては、譲与税の総額は森林環境税の収入額全額とされております。ただし、先ほど市民税課長から答弁がありましたとおり、令和6年度からの徴収になっておりますので、5年度までは暫定的に借入れにより対応し、借入金の償還は今年度の税収から行うことになると伺っております。

配分につきましては、市町村と都道府県、これが80対20となっております、これが段階的に市町村の割合をふやしていき、将来的には市町村が90、都道府県が10となる予定です。

○小貫委員

その額がどうやって算出されているかということも含めて示してほしいのですが。

○(産業港湾)農政課長

申しわけありません。額の算出につきましては、私有林人工林面積割が5割、林業就業者数割が2割、人口割が3割で案分して譲与されるということで聞いております。

○小貫委員

ただ、どこかの報道でもありましたけれども、結局人口が3割という話だから、人口規模が大きくて森林がなくても譲与税は高く来ることになるという問題があると思うのです。さらには、先ほど市民税課長は約5,100万円を市民から徴収すると。しかし、今回譲与された金額が750万円ということで、単年度で5,100万円取るけれども市には750万円しか入らないということで、非常に税のシステムとして問題があると思うのですが、このことについて小樽市は国には何も意見を言うつもりはないのでしょうか。

○産業港湾部長

森林環境譲与税につきましては、新たにこういう制度ができたばかりということもありますし、我々市としましてもこれから事業をやっていく、実際に事業をやっていく中で財源とするわけですから、今後の事業の展開の中でそういった配分がどうなのかという部分はこれから見えてくるのかなと思っておりますし、これから事業を進めていく中で、必要であれば市長会等を通じて要望等はやっていきたいというふうに考えております。

○小貫委員

先ほど来言っているように市民が負担するという話ですけども、今、森林の整備ということで、目的を最初に述べていただきました。その背景には、パリ協定の関係で温室効果ガスの排出削減というのがあるという話なのでですけども、この法律の関係でさらにほかに負担するところはあるのでしょうか。市民だけなのでしょうか。

○(産業港湾)農政課長

今回施行されました森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律におきましては、納税義務者は個人とされておりますので、他に負担する枠組みはないと承知しております。

○小貫委員

結局、大きな排出源である企業には負担を求めないで、市民にのみ負担を設けると。それで、森林の整備については行政が責任を持ちなさいと。結局市民と地方の自治体にかぶせる形になってくるわけですが、市内の人工林が約2,000ヘクタールあるということですから、行政がどうして私有林に手をつけられるのかということは、きつと法律でいろいろ手加えられていると思うのですが、この理由を示してください。

○（産業港湾）農政課長

このたび、この法律のほかにも同じくこの4月1日から森林経営管理法というものもあわせて施行されておりました。こちらで森林の所有者の責務として、みずから所有する森林についてはみずから経営管理を行うことということで明記されております。ただし、何らかの理由によりそれが行われない場合については、市町村に委ねて管理を行うというような制度が導入された、そういう形になっております。

○小貫委員

やはり市町村に負担をかぶせる形になっている制度そのものだというふうに思います。

◎財政について

最後に、財政についてということで質問をいたします。

財政といっても交付税の関係なのですけれども、今年度の地方交付税、臨時財政対策債について、予算と配分額、そしてその差額を示してください。

○（財政）財政課長

地方交付税のうち普通交付税と臨時財政対策債による実質的な交付税についてなのですけれども、普通交付税は予算額148億6,500万円に対しまして配分額が149億5,200万円、差額は約8,700万円のプラスとなっております。また、臨時財政対策債については予算額13億1,500万円、配分額が13億300万円で、差額は約1,200万円のマイナスとなっております。よって、普通交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な交付税につきましては、トータルで約7,500万円のプラスとなっております。

○小貫委員

普通交付税はプラスになって、臨財債はマイナスになったということなのですけれども、まず、なぜ交付税が約8,700万円プラスになった、どこで見込み違いがあったのかという部分と、同じように臨財債についても増減の理由を説明してください。

○（財政）財政課長

臨時財政対策債なのですけれども、交付税として配分される額から国の交付税特別会計の予算状況によって切り分けられる部分がございますので、臨時財政対策債も合わせた実質的な交付税として増減理由についてお答えさせていただきます。

当初予算と比較しますと、まず、基準財政収入額の部分におきましては、予算で見ていたときよりも税収の伸びが低く見られていたことや、基準財政需要額の部分につきましては社会福祉費の増などによりトータルで増額になったものと分析しております。

○小貫委員

今回、第3回定例会に交付税については補正予算が出されていないわけですが、過去10年、交付税については第何回定例会補正で行ってきたのか示してください。

○（財政）財政課長

各年度で異なっているのですけれども、過去10年間の多くについては第3回定例会で補正しているケースが多いです。

○小貫委員

第3回定例会で補正する以外はどこで補正していたのでしょうか。

○(財政) 財政課長

第5回定例会に1回でやっているときもありますし、あと第3回定例会で補正した後に、結果的に調整復活分ということで金額が若干ふえるようなケースもございまして、第3回定例会で補正した後に当初のときのをもう一度補正するような、2回やったようなときもございます。

○小貫委員

今回、第3回定例会で出さないということは、第5回定例会というのはないですけれども、第5回定例会補正でかけるということによろしいですね。

○(財政) 財政課長

今回、第3回定例会では上げておりませんので、今後、歳入歳出全般にわたって収支状況の精査をかけていきますので、それとあわせて補正を考えております。

○小貫委員

先ほど、ほとんどが第3回定例会で補正をかけてきたという答弁がありましたけれども、なぜ今回普通交付税の補正予算を出さなかったのか、その理由について説明してください。

○(財政) 財政課長

今回の第3回定例会補正後の財政調整基金の残高につきましては11億8,500万円と、一定程度の規模が確保されております。そのような中で、今回の交付税の部分における金額につきましては約7,500万円でございますので、それほど大きな金額とまでは言えず、今年度中の財政運営に大きく影響するとまでは言えないということから補正はしなかったものでございます。ただ、先ほども答弁させていただきましたとおり、今後の市税や譲与税交付金も含めた歳入とか、あと各事業の進捗状況によって当然精査が今後必要になることが想定されますので、新年度予算編成をする前までには、他の歳入歳出ともあわせて対応することを考えております。

○小貫委員

今、財調が11億8,500万円になっていると。だから、実質的にはここに約7,500万円追加される形で12億6,000万円ぐらいのものが、空想というか想定ではあり得るのだろうというふうに思っています。

それで、どこで補正するのがいいのかという問題は、それはもちろん行政のほうが、皆さんのほうが詳しいと思うのであえて言わないのですけれども、結局そうやって交付税の補正というのが年度によって異なっていると。財政調整基金がない場合というのは、もちろんこれは直ちに補正してほんの少しでも財源をつくらなければいけないということがあったのでしょうかけれども、財政調整基金があるから、必ずしも第3回定例会の必要が今なくなっていると。そこはわかるのですけれども、そうなりますと、いついつの第3回定例会時点では財政調整基金がこれだけありました、でもそのときは第3回定例会補正で交付税も増額補正されていますと。しかし、その後、次の年は第5回定例会補正でかけます、財政調整基金は同じ額ですということになった場合に、単に同じだけの額かというふうに比較ができなくなってしまう。やはりそうなってくると、年度間の財政運営を比較していくという上では、正確にしていく上で、どの時点で地方交付税について、ほかのこともそうですけれども、減額補正とかもありますから、どの時点でどういう補正をやるのかというのはルールとして決めておく必要があるのではないかと。そうでないと、財政比較というのが難しくなるのではないかと思うのですけれども、このことについてはいかがですか。

○(財政) 財政課長

先ほどの答弁と繰り返になってしまう部分はございますけれども、まず、前年度との比較という形になります

と、一定の時期、これは当初予算のときなのか、もしくは決算のときなのかということで、一定の時期でまず比較していくのが、予算のそれぞれの年度ごとの確認ということであれば必要だというふうに考えております。なお、普通交付税の補正の時期につきましては確かに取り決め等はございませんけれども、増減額が大きくて、そのときの本市の財政運営上に大きな影響が与えられるというふうに考える場合においては、やはり第3回定例会で補正していくというのが必要だというふうに考えております。

ただ、普通交付税の部分につきましては、今回約7,500万円ということもございましたけれども、今後国から調整額が示されて、それによって年度末付近で増減するようなケースもございます。ですから、普通交付税の部分については完全に確定していない数値等もございますので、ほかの歳入の関係、そして歳出の関係を精査した上で、一定の時期にそういう財源部分も含めた精査は必要だというふうに私たちは考えております。

ですから、金額の大きな影響が出るようなときについては第3回定例会だというふうに考えておりますけれども、それ以外の、金額が余り財政運営上問題がないということでもございましたら、それはやはり当初予算の時期まで、ほかの歳入歳出の精査がございますので、その時期まで引っ張ると言ったら言い方は変なのですけれども、その時期での精査ということで考えております。

○小貫委員

今、財政課長がおっしゃったところでいくと、影響が大きな場合は第3回定例会なのだと。そうしたら、大きな場合というのはどこで線を引くのかということなのですかけれども、それはどこで線を引くのですか。

○（財政）財政課長

金額の多寡の部分につきましては、確かに1億円なのか、2億円なのかとか、何千万円なのかとか、そういう取り決めというのは特にございませんが、今回の場合で言ったら、第3回定例会補正後で11億8,500万円という一定額を確保していく中で、財調の部分につきましては臨財債も合わせて約7,500万円ということであると、実際にこの時点で補正をかけてもかけなくても、私たちの財政運営上は特段の支障がないというふうに判断しているところでございます。

ただ、過去に第3回定例会で補正しているときについては、2億何千万円とか3億円近い金額が、当初のときと比べると数字が増減しているようなときもございましたから、そういうときは早くそういう状況を議会の皆様にもお示したほうがいだろうというふうに判断しまして、それで第3回定例会のときに補正しているというような状況にあったかと存じております。

○小貫委員

先ほど財政課長が言ったのは、年度間の比較というところでいくと、当初予算か決算だろうという話もされてきました。しかし、今、財政調整基金ができてから、その積立額がどの程度あるのかというのは、定例会ごとに各議員が、何だもうここまでしかなかったのかということで財政当局が一番責められる形になっていると思うのですけれども、そうすると、財政当局としては各定例会の段階での財調の残高については余り詮索しないでくれと、決算、当初予算のベースのところと比較していただけないか、そういう考えなのですか。

○（財政）財政課長

そういうことではございません。各補正のときに、財政調整基金の残高ということで、昨年あたりから多くの議員の皆様から財政調整基金の現在高についてのお問い合わせ等がございましたので、議員の皆様定例会ごとの財調の残高の推移については昨年から資料等をつけさせていただくような形でやっておりますので、それを軽視しているということではございません。

○小貫委員

ただ、軽視はしていないけれども、正確な財調残高の比較としては、決算ベースか当初予算ベースが一番正確に把握できるという考えでよろしいのですね。

○(財政) 財政課長

財調の部分につきましては、当然のごとく決算なり予算のときの数字が、要するに財調の数字というのは年度間の財源調整機能を持っている形になりますので、それぞれの当該年度の歳入の状況もしくは歳出の状況を精査して最終的に出てきた数字という形になるものですから、やはり正確な比較ということで考えますと、当初予算もしくは決算の時期の財調の残高を比較されたほうが、年度ごとの財調の推移というのがわかりやすい形になるのではないかとこのように考えております。

○小貫委員

例えば平成29年度末だと32億円だった、それが30年度末で30億円だったと。決算の話になってしまうから、余り深く入りませんが、ところが今よく言われるのは、もう11億円しかないのか、12億円しかないのかという話になっていくわけです。でも、実態としては1年間に減少幅は2億円という幅なわけであって、そこで不安になるというか、我々議員も本当にどこまで金が足りないのか、実際にこれが足りるのか、例えばこのベースでいけば、令和2年度、元年度の決算ベースでは30億円とか28億円とか、もしかしたら同じような減少幅だったら保たれる可能性も出てくる。それが決算ベースでの比較という話になってくると思うのです。

ところが、ずっと出しているのは定例会ごとのベースで出しているから、やはりそういったお金が本当に足りるのか足りないのかという話がひとり歩き、ひとり歩きと言ったら変だけれども出てくるわけであって、今、交付税の話を中心にやっていますが、財政比較をする上では、決まった定例会で補正をするというほうが我々としてはやはり比較しやすいと。ほかの議員はどう思っているかわからないですけども。

加えて言えば、今回補正で除雪費が計上されていますけれども、それも当初で計上してくれないと財政比較のしようがないということで、極力、今の話はわかりましたが、できればそういったルールを決めていただきたいし、もしくはそれが第3回定例会で補正しないけれども、交付税はこれだけ増で来ていますよとか、そういう追加資料のような形で示していただくとか、正確にわかる資料を準備していただきたいと思います。

○(財政) 財政課長

今、委員から交付税の現状ということで、例年7月末ぐらいに金額等を確定して、新聞報道等も出るような部分がございますけれども、今後どういう形でお示しできるのか、それは十分に内部で検討をさせていただきたいと思っております。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時30分

再開 午後2時49分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党に移します。

○松田委員

代表質問をさせていただいた中から、確認したいことを含め何点か質問させていただきます。

◎おたる子ども未来塾について

まず、市長の公約の検証からの部分で、おたる子ども未来塾について事業内容や課題についてお聞きしましたが、8月末時点で申し込みが17人で、アンケート調査によれば、参加生徒からは、教え方がわかりやすく勉強が少しずつわかるようになった、保護者からは、子供が未来塾のことを話してくれて意欲を感じるようになったと、親子ともども喜びの声が聞こえてきたようですが、課題として、参加者が定数に満たないのでさらに周知に取り組む必要があるという答弁だったのですけれども、事業開始に当たりどのような方法でこの制度を周知し申し込みを受け付けたのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（福祉）こども福祉課長

本事業を行うに当たりまして、まず、ひとり親につきましては、ひとり親で中学生の子供を持つ御家庭には、4月下旬に児童扶養手当の証書を送付する際に学習支援の本事業のチラシを同封いたしました。あと、8月は年に1回の児童扶養手当の現況届の提出期間でございまして、保護者の方全員に窓口にお越しいただきますので、その際に、中学生の子供がいらっしゃる保護者の方にはいま一度チラシをお渡しいたしまして、口頭でも実際にやっている内容等はお知らせしたところです。

生活保護世帯につきましては、生活支援課のケースワーカーに事業の内容等を説明いたしまして、ケースワーカーから担当する対象の世帯に学習支援への参加を促していただくようお願いしたところです。

生活困窮世帯につきましては、相談をお受けする中で対象となる子供を持つ御家庭に本事業を紹介し参加を促すこととしているものです。あわせて、広報おたるやFMおたる、報道依頼により本事業の周知を行ったところであります。

○松田委員

実は少し気になることがありまして、この事業は児童扶養手当を受給しているひとり親や生活保護世帯、生活困窮者を対象にしているということなので、未来塾に参加している子供がそういう家庭の子供だということがわかってしまうのではないかと、そういう懸念で今質問したわけなのですが、この点についてはいかがでしょうか。

○（福祉）こども福祉課長

事業開始時に広報等で周知は行いましたけれども、本事業のチラシ自体はひとり親など該当する世帯にのみお配りしているところでありまして、あと、開催している小樽市勤労青少年ホームなのですが、その会場にも未来塾とわかるような看板等は設置しておりませんので、第三者に家庭事情とかそういうものはわかるようなことにはなっていないと考えております。

○松田委員

この学習塾は週に1回、土曜日に2時間ということなのですが、この学習塾はこの子供たちだけが参加していて、ほかの方たちはいないと。学習塾の人が協力してこの未来塾を開いているということを聞いていたのですが、この点についてはいかがでしょうか。

○（福祉）こども福祉課長

先ほど申し上げたひとり親の世帯と生活保護受給世帯と生活困窮の相談があった世帯の子供、今で言うと中学生に限って行っております。

○松田委員

先ほど第三者にはわからないようにということなのですが、ただ、この学習塾は勉強を教えているだけでなく、生活相談なども受けているということで、子供の居場所づくりの観点もあるというふうにこの間御答弁いただきましたが、もし逆に、子供が子供同士の会話の中で、実は私こういうところへ行っているんだ、すごくいいところなのだ、先ほど喜びの声が聞こえているということだったのですけれども、そういう子供がほかの子に話した場合に、私も行きたいなというふうに申し出があった場合、そういう場合についての対応というのはどういふふうになるのでしょうか。

○(福祉) こども福祉課長

今までお答えさせていただいておりますとおり、今回のこの事業につきましては、ひとり親等の御家庭の子供のみということでやっている事業でございますので、もしそういう参加したいというような御相談を受けた場合は、受付は市で、私どものほうで受けておりますので、その御家庭が該当しない場合は残念ながらお断りすることになります。

○松田委員

そういった場合、保護者には断るということで、子供についてはどのように説明するのでしょうか。

○(福祉) こども福祉課長

子供同士でそういう話になったらということだと思うのですが、最終的にお申し込みは保護者から来ていただいて、そのときには、先ほど申し上げましたとおり、本事業はひとり親の世帯とか、そういう世帯の子供に来ていただくことでやっているということで、まずそれを保護者にお知らせいたしますので、そこから先は申しわけないですけれども、保護者から子供に説明していただくしかないのかなと思っております。

○松田委員

それで、中学生の学習塾という観点から言えば、この未来塾は科目別に教えているのか、それともわからないことを聞くため自分が苦手なものを勉強するのか、未来塾における学習内容についてお聞かせ願いたいと思います。

○(福祉) こども福祉課長

毎週の2時間の授業内容につきましては、まず、前半、後半1時間ずつ分けておりまして、生徒が学びたい教科ごとにグループ分けをして勉強してもらっています。生徒は各自学校で使用している教科書やドリル、あとは個人で所有する参考書などを持参していただいて学習していただいています。生徒一人一人の学習の理解度に合わせて学習支援員、現在6名おりますけれども、6人の教師が個別にわからないところを支援しているところであります。

あと、生徒は得意な教科をやりたがる傾向にありますので、そこにつきましては必ず1時間は自分が得意でない教科に取り組むように、それはそういうふうには促してやっているところであります。

○松田委員

先ほど、17人の生徒に6人の方が支援ということで、毎回6人の方でしょうか。それとも、6人の教師が一遍にやるのではなくて、交代制でやっているということで、1回につき6名ということですか。

○(福祉) こども福祉課長

学習支援の6名につきましては固定で、今まで3カ月ぐらいになりますけれども、6名の教師に常時いてもらっています。国語を希望する子は余りいないのですけれども、英語ですとか数学ですとか、学びたい子供がグループごとに分かれまして、その子供の分かれた人数によって、教師6人がばらばらにそのグループにそれぞれにつきまして教えていただいている状態です。

○松田委員

先ほど、17人では足りないもので、これから30人に向けて周知を図るということですので、今後ともよろしく願います。

◎新しい観光拠点づくりについて

次の質問ですけれども、韓国からの旅行自粛による影響について、きょう新聞で大きく報道されておりました。これは国の政策的なものなので何でもできかねると思うのですが、この間の私の質問に対しては、それほど余り影響がないのではないかとという市長の御答弁だったのですけれども、きょうの大きな新聞報道を見たときに、やはり長引くと影響が出てくるのではないかとというふうに思うのですが、この点についても一度お聞かせ願いたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

確かに一部新聞報道のような店舗もあったかと思いますが、市と小樽観光協会による聞き取り調査を行った範囲では、入り込みに影響は出ているが営業については影響が出ていないということでお伺いしておりました。しかしながら、新千歳空港への直行便の運休など、そういうものが長引きますと韓国からの入込客数に少なからず影響がありまして、それが営業に影響することも考えられますので、小樽商工会議所のインバウンド対策会議とも対応を協議しながら、引き続き関係機関からの情報収集に努めまして、その動向につきましては注視してまいりたいと考えております。

○松田委員

そうですね、今後見ていかなければならないというふうには思うのですが。

次の質問なのですが、新しい観光拠点づくりということで質問させていただいたのですが、答弁が余りにも抽象的過ぎまして意味がなかなか理解できませんでしたので、私の理解力の不足なのかもわからないのですが、もう一回新しい観光拠点づくりという部分でお聞かせ願いたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

答弁の中で、観光地の拠点として掲げておりますのは三つありまして、まず、旧国鉄手宮線、また、北運河の周辺、そしてこれから整備されていく第3号ふ頭及び周辺地区でございまして、この三つの観光拠点をばらばらにではなく、観光を基軸としまして一体的に活用しまして、一つの大きなエリアとして新たな観光拠点づくりということで進めてまいりたいという意味でございまして、具体的にはこれからプランを練っていくことになるかと思うのですが、日本遺産のストーリーによりつながっていくようなものを考えてまいりたいと思っています。

○松田委員

一体的にということで、港だとか北運河、それから文化遺産などということで一体的にやる。今後また北前船寄港地フォーラムもあるようですので、しっかり今後の新しい拠点づくりに努力していただければというふうに思います。

◎小樽市地域公共交通網形成計画について

次の質問なのですが、小樽市地域公共交通網形成計画なのですが、地域によって、目的地に行くのにどうしても乗り継ぎをしなければいけないところがあるということで、乗継割引制度をつくるなど、地域差を考慮して計画を立てて欲しいというふうに質問させていただいたのですが、そこについては答弁がなかったように思うのですが、この点についての答弁をいただきたいと思います。

○（建設）新幹線・まちづくり推進室近藤（玲司）主幹

バスの乗継割引につきましては、利用促進の観点から他都市でも実施されていることは承知しております。小樽でもこうした効果を期待できますが、現状でこれを実施いたしますと、バス事業者にとりましては大きな減収となる可能性がございまして。

本市におきまして今最優先の課題は、市内におけるバス事業者の経営の安定化を図ることとございまして、このため、すぐに実現することは難しいと考えております。しかしながら、経営安定化が図られた次なる施策としましてはこうした施策が有効と思われるので、今後、地域公共交通活性化協議会におきましてバス路線全体の体系を考える中で協議していきたいと考えております。

○松田委員

そうですね、やはり地域差ということもありますので、これからいろいろ検討する中に加えていただきたいというふうに思います。

それとあと運転免許証の保有率についてお聞きしましたところ、65歳以上の女性の保有率が14%、5人に1人も

いない、そういう実態がわかりました。要するに、この方々は公共交通に依存するしかない方々だというふうに思います。特に、家族のいる方はいいのですけれども、単身の方については大変だと思いますので、この方たちに対する支援策で考えていることというのがありますでしょうか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室近藤(玲司)主幹

65歳以上の単身女性に特化した施策につきましては現在のところは考えておりませんが、高齢者の方へ向けたバスの乗り方教室など、もう少し広い範囲で検討していきたいと現在考えております。同時に、現在国に対しましては、免許返納後の高齢者などの交通弱者に対して、自治体が独自に実施する公共交通施策に財政措置を講じることが市長会を通じて要請しているところでございます。こうした要望が実現した際には、もっと直接的な施策が実現可能となってくると考えておりますので、こうした国への要望も引き続き行ってまいりたいと考えております。

○松田委員

バスの乗り方教室というのはどういうことでしょうか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室近藤(玲司)主幹

高齢者の方で長年マイカーを利用されていた方はバスの乗り方が全くわからないという方が結構いらっしゃるということが他市でもわかっているのです。そういう方々に丁寧にバスの乗り方ですとか、もしくは路線、そういったものを説明することで利用が可能になると、そういったことで利用促進ということが施策としてありますので、そういったことを検討しております。

○松田委員

バスの乗り方がわからないというのも少しあれなのですけれども、わかりました。とにかく丁寧に、皆さんが本当に安心して利用できるような、そういうシステムをつくっていただきたいと思います。

◎財政問題について

次に、財政問題について質問させていただいたときに指定管理者制度についてお聞きしたのですけれども、その中で、導入により大きな効果が見込まれる施設については既に導入済みとありますが、未導入の施設についてどのような課題があって未導入なのか、この点についてはいかがでしょうか。

○(財政)津川主幹

指定管理者制度の導入に当たっての主な課題としましては、まず、導入した際に市民サービスの向上がどのように見込まれるのかについて、そして財政的な面では費用対効果が見込まれるのかについてなどです。

○松田委員

小樽市収支改善プランの中では、未導入施設についてはいろいろ課題を解決しながら取り組むということですので、よろしく願いたいと思います。

次に、観光税の種別の決定について、その課題の中の一つに市民への配慮という課題がありました。この課題について具体例を挙げて説明していただきたいというふうに思います。

○(産業港湾)観光振興室中村主幹

観光税につきましては、税の種別がまだ決定していないため具体的なことを申し上げることはできないのですが、ただし、新税を設定するというに当たりましては、庁内議論の中におきましても、市民に新たな負担をかけるということは、理解をいただくには難しいのではないかと考えております。こういう課題も踏まえまして、今後も協議してまいりたいと考えております。

○松田委員

◎長橋なえぼ公園について

長橋なえぼ公園についてお聞きしたいと思います。ここは私が住む幸に近いところで、私はもともと長橋出身なものですから、一番親しみやすいのが長橋なえぼ公園なのです。そこで、ここには常に大人や子供も集まって過ご

している、すごく自然豊かなところだなというふう思うのですが、ここの利用者はどのくらいいるのかお聞きしたいのですが、そこでは集計はないと聞いていますので、森の自然館の利用人数をお聞きしたいと思うのですが、その点についていかがでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

森の自然館の利用人数を直近の3年間、ことしの途中までお伝えします。平成28年1万617人、29年1万1,272人、30年1万684人、あと令和元年4月から8月につきましては9,709人となっております。

○松田委員

やはりふえているということがわかります。

それで、天候の関係や学校行事などで変化もありますけれども、ことしも含めたこの3年間の人数の変化についてどのような分析をしているのか、この点についてはいかがでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

入館者は毎年1万人前後の利用がありまして、コンスタントな利用がなされていると感じております。

○松田委員

数的にふえている要因というのはどういったことなのでしょう。その点についていかがでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

おおむね1万人前後なのですが、平成30年から自然観察指導員の方が新しくなりまして、自然観察会の内容が大分バラエティー豊かになって、結構参加者の方にいい影響が出ていたと思っております。

○松田委員

少し聞き取れなかったもので、もう一回お願いします。

○（建設）公園緑地課長

平成30年から自然観察指導員が新しくなりまして、自然観察会を春、夏、秋とやっているのですが、自然観察指導員に知識が豊富な方が来ておりましたので、参加者も多くなって反響を呼んでいるという形であります。

○（建設）内藤次長

補足なのですが、森の自然館自体は、数字的には目に見えた増加という形にはなってございませんで、公園全体の数字というのはカウントしてございませんので、そちらでふえている可能性はあるのですが、自然館としては基本的に1万人前後で推移しているというような形で、内容の充実については平成30年から少し把握しているというような状態でございます。

○松田委員

森の自然館もそうなのですが、自然の観察会にも力を入れているというふうにお聞きしました。過去3年の自然観察会の回数と参加人数についても示していただきたいと思います。

○（建設）公園緑地課長

自然観察会の回数と参加人数でございます。平成28年は春1回9名、29年は春1回8名、30年は春2回合計で39名、夏2回合計で16名、秋に2回で計27名であります。

○松田委員

私も実はこの観察会に行かせていただいて、本当に非常に感動したのです。あそこのなえぼ公園は本当に自然豊かですし、また、担当して下さっている方が非常に親切で、わかりやすく教えていただいて、小樽にもこのようないいところがあるのだなというふう感激しました。ただ、1人で9人だとか10人だとかを引率するというのは少し厳しい部分もあるのではないかなというふう思うのですが、この点についていかがでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

観察会に1人で20名前後という人数の対応の部分についてでございます。当の自然観察指導員の方も、なかなか

大人数になると細かい説明ができづらいという話で、毎回、応募上限を20名前後としております。

○松田委員

市外の方の利用もふえて、私も参加したときに、札幌市とか市外から来ている方もいたのですね。そういったことで、小樽の自然に憧れて来ている人もいないかなと思うのですが、その点について、市外から来ている方についての把握というのは、そこまでは分析していますでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

市外の利用者が多くなっているかの確認でございます。お住まいを聞いている自然観察会の参加者においては、現在、平成30年春の2回目に市外から1名、あと令和元年の春の1回目の自然観察会に1名、2回目の観察会に1名、この3名のみとなっております。

○松田委員

この項の最後の質問なのですが、なえば公園は目立たないけれども本当に頑張っているなというふうに思います。この施設にはインターネットの環境はあるのかどうか。もしなければ、子供たちが来たときに、先ほど言いましたように、担当者の方が一人なのでもっと詳しく聞きたいなとか、それから、聞いたことをもう一回自分でも勉強して、そしてまた改めてそのところに行って自分が調べたことをもう一回聞く。受け答えという部分を考えたときに、インターネットの環境についてはどういうふうになっているのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）公園緑地課長

インターネットの環境についてですが、現在インターネットの設置はございません。自然観察に関するさまざまな知識を補うための情報提供のあり方を、現在、図書コーナーがあるのですが、それも含めまして今後考えていきたいと思っております。

○松田委員

インターネットというのは、今、子供たちも調べることが大好きですので、そういった環境も今後検討していたらいいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○高橋（克幸）委員

それでは、一般質問の中から質問させていただきます。

◎公用車について

公用車の安全管理について、きのうもお聞きしましたけれども、再度確認です。直近5年間の公用車の交通事故件数をお聞かせください。

○（総務）職員課長

直近5年間の公用車の交通事故件数と車両ごとの内訳につきましては、平成26年度は一般車両15件、トラックなどの貨物運送用車両は1件、救急車、消防のタンク車、はしご車などの特殊車両はゼロで、合計16件でありますので、合計件数に対する一般車両の占める割合、つまり一般車両率は93.8%であります。27年度は一般車両14件、貨物運送用は2件、特殊車両6件の合計22件ですので、一般車両比率は63.6%。28年度は一般車両21件、貨物運送用2件、特殊車両は3件の合計26件ですので、一般車両比率は80.8%。29年度は一般車両は19件、貨物運送用はゼロ、特殊車両は4件の合計23件ですので、一般車両比率は82.6%。最後に30年度は一般車両15件、貨物運送用はゼロ、特殊車両は2件の合計17件ですので、一般車両比率は88.2%であります。

○高橋（克幸）委員

やはり一般車両が多いのですね。ほとんどだというふうに伺いました。

それで任意保険の関係なのですが、きのうの答弁の中では車両賠償に入っていないのだと、そういうお話でした。

なぜこういうふうになっているのか、いつからこういうふうになったのかお知らせください。

○(財政) 契約管財課長

車両保険についてでございますが、平成15年度以前は保障内容に車両保険をつけてございましたが、保険料と車両の修理費を比較したところ、保険料の支出のほうが多かったことから、16年度より車両保険を外して契約しているものでございます。

○高橋(克幸) 委員

大きな修理費がなかったからということですよ。たまたま運がよかったかもしれません。今回非常に高額な修理費が消防車でありましたけれども、今後のことを考えると、保険の意味というのはそういうところにあるかなというふうには思っていますので、この見直しについてはどのように考えていますか。

○(財政) 契約管財課長

今回のように修理費が高額になった実例などを踏まえまして見直しを図りたいと思うのですが、高額な車両の車両保険も保険会社に問い合わせたところ、全額を保障するわけではなくて、先ほどの消防車で言いますと、艀装品だとか装備品だとか、そこが車両保険の対象にならない部分もありますので、今後、保険料の増額分と保障内容、これらを見比べた上で市にとって有利となるような内容になるよう検討してまいりたいと考えております。

○高橋(克幸) 委員

細かなことは質問しませんけれども、やはり準備というか、備えという観点からいけば、十分それは検討していただきたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

次に、公用車のあり方についてですが、きのうの答弁ではどういう考えなのかよく見えません。なので、簡潔に、ふやしていくのか、減らしていくのか、横ばいなのか、どういう考えなのかというのをもう一度簡潔にお願いします。

○(財政) 契約管財課長

まず、現在、一般的な公用車につきましては、運転を希望する職員が自由に運転できる車両を、庁内LANのスケジュール表を活用いたしまして車両を予約して運用してございます。ただ、結構車両も混み合っておりまして、予約待ちとなる場合もございます。そういった場合は、外勤職場などで専用に利用している車両の空き時間を使ってその者に運転させたりなどしております。

今後につきましては、専用している車両をさらに共有化できるよう調整して、現状の台数で何とかやりくりできるようにしてまいりたいと考えております。

○高橋(克幸) 委員

現状維持でいくということなのですね、わかりました。

いずれにしても不特定多数の運転される職員の方がいらっしゃるということで、どうしても一定のリスクはあるのかなというふうには思いますけれども、先ほど答弁いただきました事故件数、5年間で100件を超えているわけです。計算すると104件になるのですかね。年間20件程度コンスタントに事故が起きているということですが、余り減らない要因というのは何かあるのでしょうか。捕まえていましたらお聞かせください。

○(財政) 契約管財課長

事故件数でございますが、こちらといたしましては、年1回安全運転講習会、警察署から講師を迎えまして行って、安全対策をして注意喚起をしているのですが、どうしても事故原因を見ますと、職員の不注意だとか確認ミスだとかという原因が多く考えられます。さらに講習会などを通して安全運転をするように努めてまいりたいと考えております。

○高橋(克幸) 委員

契約管財課長が安全管理者なのでお聞きしますが、先ほどの答弁で、一般車両が8割近く事故の内容にな

っているわけですね。そういうふうになると、今までどおりの講習会だとか安全対策では足りないのではないのかというふうに思うのですが、この辺はいかがですか。

○（財政）契約管財課長

講習会を開きましても、職員一人一人の意識を変えていかなければならないというふうには考えてございます。そのための方策といたしまして何があるかということですが、現在のところはさらなる注意喚起をしていくということが一番有力ではないかと。または、いろいろな情報などを仕入れまして、それを職員にフィードバックするようなことを考えていきたいと思っております。

○高橋（克幸）委員

それで提案しましたけれども、ハード面でのハードディスクが一つの方法ではないかということで今回提案をさせていただきました。他都市でも効果を上げているようであります。きのうの答弁では消防本部の消防車両にはついているのだというお話でした。ただ、35台中26台となっているのですが、何で全部ついていないのでしょうか。

○（消防）警防課長

本会議で市長が答弁申し上げましたとおり、消防車両35台中26台にドライブレコーダーを設置しておりますが、これは常時運用している緊急車両を優先し設置したものであります。

○高橋（克幸）委員

では、ほかのついていないものは必要ないということですか。

○（消防）警防課長

現在設置されていない残り9台のうち7台につきましては、大災害時のための予備の緊急車両となっており、これらの予備車につきましても運行時には緊急走行することとなりますので、常時運用の緊急車両同様、一般の公用車よりも危険性は高いものと認識しておりますことから、今後ドライブレコーダーの設置について検討してまいりたいと考えております。

○高橋（克幸）委員

やはり消防車両にはぜひつけていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

ほかの車両の件です。きのう市長の再質問の答弁では一歩前進された答弁だなと私は受け取っているのですけれども、それを前提にお聞きします。一般車両についてはリース契約をしている車両が多いというふうに伺っていますが、台数をお聞かせください。

○（財政）契約管財課長

リース車両の台数でございますが、申しわけありません、正確な数字がないのですけれども、普通運用しているものの98%ぐらいはリース車両だと思います。

○高橋（克幸）委員

ほとんどだということですよ。そうなりますと、要するに救急車だとか、それから消防車だとか、特殊車両を除くとほとんどだというふうに受けとめますけれども、そうであれば、リース契約のときにドライブレコーダーを設置して、含めてリース契約というのはできると思うのですが、いかがですか。

○（財政）契約管財課長

リース契約の条件に入れましたら、ドライブレコーダーを入れることは可能だとは認識しております。

○高橋（克幸）委員

そのドライブレコーダーを設置したときの費用、金額というのはわかりますか。

○（財政）契約管財課長

現在リース契約しております1社に問い合わせいたしましたところ、リース年数5年間で、前方だけを映すドライブレコーダーが5年間で約3万円、360度映すものになりますと約6万円というふうに聞いております。

○高橋（克幸）委員

リース契約をしているということで、一遍に50台とか100台とかいう契約ではないと思うのですが、そうになると、順次リース契約を更新するときに、もしくは車をかえるときにドライブレコーダーを設置した契約というのをぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○（財政）契約管財課長

今後の設置等につきましては、きのう市長からも答弁したように、車両の重要性や用途によって計画的に配備するというふうに答弁しておりますので、それに沿った形で内容を検討していきたいと思っております。

○高橋（克幸）委員

確認しますけれども、今、契約管財課長が答弁されたように、市長はこう言われたのですね。全車両一度に配備することは難しいと。だけれども、今言われた車両の重要性あるいは用途、全車両にどういった形で配備できるか、計画的に配備できるように検討したいという話でしたので、そうなれば、計画的に、リース契約が切れる、これは何台だ、これを切りかえていこうという具体的な計画をぜひ立てていただきたいと思いますが、いかがですか。

○（財政）契約管財課長

その計画につきましては、内部で十分検討して立ててまいりたいと思います。

○高橋（克幸）委員

よろしく申し上げます。

◎小樽市総合博物館について

小樽市総合博物館について質問をいたしました。本質問ではなかったのですが、以前、レクチャーのときに2冊の本をいただきました、冊子です。一つは旧手宮鉄道施設重要文化財の冊子、それからもう一つは公式ガイドブックというものです。これはことしできたみたいなのですが、これはいつどのような目的でつくられたのか説明をお願いします。簡単でいいです。

○（教育）総合博物館主幹

まず、旧手宮鉄道施設の冊子になりますけれども、こちらは発行年数は覚えていませんけれども、発行元が総合博物館友の会といまして、博物館と連携している団体になります。機関車庫3号と旧手宮鉄道施設がリニューアルしたときに、そのことを紹介するために発行したものであります。

それからもう一つガイドブックになりますけれども、これは今回リニューアルしたものでして、数年前にまず初版ができております。これは出版社から、ぜひ博物館のことを紹介する本をつくりたいということで申し入れがありまして、博物館として監修を行いまして入館者の方に案内できるような形で発行するように進めました。

○高橋（克幸）委員

再版かもしれませんけれども、これを見ましたら、重要文化財の冊子は平成30年4月、昨年ですね。それから公式ガイドブックは、これも再版かもしれませんけれども、今年度の2019年5月、1年しか差がないのですが、ずっと見させてもらいましたけれども、公式ガイドブックは有料なのでそうかもしれないですが、大変すばらしい内容だというふうに思います。後で若干中身を質問しますけれども、これはずっと売店で売られているのですか。

○（教育）総合博物館主幹

まず、補足の説明になりますけれども、それぞれ発行年数は再版の年数でして、初版の発行はそれ以前になっております。それとリニューアルされたガイドブックですけれども、これも既に総合博物館のミュージアムショップで販売しております。

○高橋（克幸）委員

それで本質問の確認ですけれども、入館者数についてお聞きをしました。これについて、再度、新しくなっ

ら10年以上経過しているわけですがけれども、雑駁で結構です、どういう推移だったのかお示してください。

○(教育)総合博物館副館長

ただいま御質問がありました総合博物館の入館者数の推移についてでございますけれども、開館当初は9万人台でありまして、一時13万人を超えた年もございましたが、再び9万人台に戻っている状況でございます。ここ数年は若干の減少傾向にあるような状況でございます。

○高橋(克幸)委員

中途半端になりますので最後の日にまたやりますけれども、今の9万人台から13万人台ということで、1.5倍近くになっているわけですね。この理由については承知していますか。

○(教育)総合博物館副館長

入館者数が13万人を超えた年の理由についてなのですが、例えば平成25年度なのですが、ロシアが見たアイヌ文化という大規模な工芸品展を開催したことが大きく影響しているものと考えてございます。

○高橋(克幸)委員

中途半端になりますから、最後の日にいろいろとまた質問させていただきます。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○中村(誠吾)委員

◎市長の政治姿勢について

市長の政治姿勢についてまずお聞きします。

過ぐる8月26日に迫市長が誕生して1年になりました。この1年を振り返って、便りが無いのはよい便りということわざが思い浮かびます。ニュースにならないというのは、悪いニュースもないということでもあります。森井前市長のときは、全国の仲間に私はいろいろ心配されました。すごいなど。行政としてあり得ないことがさまざま起こったわけです。その段階を小樽市は脱した1年だったということです。しかし、次の3年は今のままでいいのでしょうかということです。

そこでお聞きしますが、次の3年間も無難に、行政を普通にこなしていれば小樽市は生き残っていけると考えますか。なぜこのように聞いたかといいますと、市長はこの間、みずからのカラーよりも安定感とおっしゃっているものですから、あえてお聞きいたします。

○市長

私の政治姿勢についてのお尋ねでありますけれども、安定感という言葉なのですが、決して派手さはないというふうにも感じております。私の在職経験からすると、迫のカラーといえ、経済あるいは産業、あるいはまちづくりというイメージをお持ちになれるのではないかなというふうに思っておりますが、私としては、これからの時代はそういったことも大事ですが、まず市政の安定感、それから市民生活の安定感というイメージでお話をさせていただきました。

人口が減少していく、まちの活力が失われつつある。そして財政状況が厳しい中で現状を維持していくことの難しさというのを我々は実感しているわけです。議会の中でいろいろお尋ねがありました。バスが減便になっています。あるいは、北海道全体を見るとJRも鉄道を維持することが難しくなっている。そして私たちが今回議会にお

示しをしておりますけれども、公共施設をこのまま維持していくことは難しくなっている。こういった中で市民生活を支えていく、それから市民の生活の安定を図るということは、これまで以上に大変なことだというふうに私は思っております。

ですから、安定感ということは、決して現状にあぐらをかくということでもありませんし、現状維持をこのまま続けるということは決してございませんで、私も職員も、意識改革を進める中で、戦略的で、そして持続性のあるまちづくりを危機感を持ってしっかりと進めていかなければならない、こういうような思いで安定感という言葉を使わせていただいたというところでございます。

○中村（誠吾）委員

今回の議会では、公共施設再編素案の説明がありました。説明を受けましたが、通常の行政としては合格点なのでしょう。しかし、小樽市の財政、公共施設の状況で、今までの行政の手法、普通に周囲の自治体と同じような手法で乗り越えられる状況と言えるのでしょうか。さきの議会から議論をしている総合計画についても、従来どおりの、少し失礼な言い方だけれども、総花的な計画です。

そこでお聞きするのですけれども、計画さえしっかりつくり、つくってあれば大丈夫と言えますか。つくりっ放しにならないためにはどのような視点が必要だとお考えですか。

○（総務）企画政策室品川主幹

行政の計画ということで、総合計画を例にお話しさせていただきます。ほかの計画についても共通の考え方があると思いますので。総合計画につきましては、市民、議会、市がまちづくりの方向性を共有し、効果的、効率的な市政運営を行うための総合的な指針として策定しておりますし、また、どのような効果もたらされたかという成果重視の考え方、これを打ち出しておりますので、当然計画を策定して終わりではなく、その後の推進が大切だというふうに認識しております。

この計画の推進に当たりましては、限られた資源で市民満足度向上などの成果を上げていくという視点で財政状況も考慮しながら、各種の指標の推移を踏まえまして、新規事業の検討や事業の見直し、スクラップ・アンド・ビルドなど、継続的に施策の改善を図っていくことが必要だと考えております。

○市長

さまざまな計画を今つくっておりますが、どのような視点が必要でしょうかというのは、多少、今担当からもお話がありましたけれども、私を感じるの成果ですとか効果の把握について職員が鈍感なのではないかというふうに思っております。ですから、その成果ですとか効果にシビアに意識を向けていくという考え方が必要なのではないかなというふうに思っております。

例えば今、総合計画のお話をしましたけれども、例えば経済政策で言えば、1人当たりの所得がどう伸びていつているか、税収がどう伸びていつているのか、あるいはまちの活性化という観点から言いますと、例えば路線価が上がれば固定資産税収入にもつながっていく、あるいは保健だとか福祉の政策で言えば、例えば健康増進という観点からしますと、1人当たりの医療費がどう変化しているのか、こういったオフィシャルな指標というのがありますから、こういったものに敏感になっていくということが大切な視点ではないかなというふうには思っているところでございます。

○中村（誠吾）委員

大変失礼なことを聞いたのかもしれませんが、ただ、私はこのような意見を聞くから申し上げたのですが、少なくともこれだけ職員の皆さんも、そして審議会等の皆さんも労力をかけてつくっていくわけですよ。ですが、そこまで労力をかけることによって、計画策定そのものが目的になっていませんか。厳しい言い方なのですが、対外的には言われることがあるのです。議会も気づいていますかと言われたので、少し厳しい質問をいたしました。

公共施設の状況や、今、市長もおっしゃったとおり、交通網など市民の生活は日々変化して生きています。その

都度、市長の判断が求められる事態が考えられます。私は実は、本来計画は市長の決断とセットであるべきだと申し上げております。

質問を変えるのですが、今言ったとおり、小樽市は人口減少のスピード、高齢化、施設の老朽化は、普通の行政のレベルでは対応できないと考えているのです。つまり、特に小樽市は従来どおりのやり方では無理があるのではないかとひしひしと感じています。もしかしたらなのですけれども、小樽市民はそのことを本能的に感じていて森井市長が誕生したと考えられませんか。格好つけて言うようだけれども、私はそういうふうを感じることもありますよ。私は、従来のやり方をももちろん全て否定はしませんし、できません、承認していますから。新しいやり方も必要ではないかと考えています。

全国には772の市があります。これは政治姿勢について最後の質問なのですけれども、市長は、どんな事例でもいいのですが、取り入れたいと感じた他の自治体の取り組みの事例がありますか。

○市長

1年ですから、他の自治体の取り組みのことに多くはわかりませんが、私が市長になって北海道開発局の職員の方とお話をする機会がありました。お話の内容はこういうことであります。開発局の職員の方からこのようなお話を聞きました。クルーズ船のことなのですけれども、クルーズ船の誘致に当たりまして、函館市の担当職員というのは、長くその職にあつて誘致に成功しているというお話を聞きました。現に数字にあらわれているとおり、函館港に寄港するクルーズ船がふえているということでございます。

私どもの感覚からいきますと、長く同じポストに人を配置しておくことの弊害だけがずっと指摘されてきたわけでありまして、きのうも高橋克幸議員の御質問にお答えをさせていただいて、スペシャリストの養成という項目の中に港湾行政というのがありましたが、やはり民間の方との信頼関係を築いていく上では、場合によっては長く同じポストにとどめておくことも、もちろん適材適所が前提ではありますけれども、人事戦略上、長く同じポストにとどめることも必要なのではないかというふうに考えているところでございます。

とりわけ私のもとではクルーズ船の誘致に力を入れていくということであれば、従来の福祉ですとか、税とか、そういったところに限らず、こういったクルーズ船の誘致を専任する職員の人事戦略ということもしっかりと考えていきながら民間の事業者との信頼関係を築いていく、このことも必要なのではないか。このようなことで開発局の職員の方から函館市の例をお示しいただきましたけれども、これについて私も今後考えていきたいなというふうに思っているところでございます。

○中村（誠吾）委員

今後こういう他の自治体の先進的な事例を小樽市でやってみたらどうかという質問をしていきたいと考えますので、まずはこの項を終わります。

◎クルーズ船について

先に次の項のクルーズ船についてお話をされてしまいましたが、クルーズ船についてお聞きします。

我が会派の今いる面野委員も代表質問でお聞きしましたが、クルーズ船誘致と市長の決意を再度お聞かせいただきたいのです。何かといいますと、ベテラン、長期にいた職員という話もあつて、そうだと思うのですが、そもそも小樽港港湾計画そのものは全体的包括というか、全体をカバーするものなのです。そこで質問いたしますが、迫市長は、その中でも第3号ふ頭への誘致を優先したいということによろしいのですよね。

○（産業港湾）港湾室山本主幹

今のクルーズ船の第3号ふ頭への優先ということでございますけれども、第3号ふ頭は市の中心部に近接し、また、ふ頭基部周辺には小樽運河があるなど、観光資源としても大変魅力のある場所でございます。このため、今後のクルーズ振興と港を生かした小樽観光の新たな魅力づくりを進めていきたいと考えており、現在大型クルーズ船対応岸壁の整備を進め、今後上屋への旅客ターミナル機能の導入や駐車場整備を予定しておりますので、クルーズ

船につきましては第3号ふ頭を優先的に利用していただきたいと考えているところでございます。

○中村（誠吾）委員

それは第3号ふ頭を優先的に使ってほしいということで、少し違って、また今度言います。

この間報道等でそのように見えたものですからあえてお聞きしたのですけれども、小樽港の存在価値を考えたとき、第3号ふ頭はクルーズ船で頑張るのだ、何も間違っていないと私も考えますし、その基本方針は理解できますが、私がお聞きしたいのは、ただいまのクルーズ船に関する戦略を認めるならば、小樽港へのクルーズ船の入港が全国トップテンになるようにするために、それを明確に打ち出して、公言して、職員を引っ張っていくぐらいのリーダーシップが求められていると思うのです、市長に。今市長は、専門的な、長くいても、人事政策はあるけれども、そういう職員をつくっていききたいと。これも一つですよ、リーダーシップの中で。

ある意味、市長をあおって申しわけないのですけれども、別に10位以内に入らなくても誰が責めるわけでもありませんよ、それは。しかし、私はこの間、目的、目標の設定とチャレンジ、そして結果と数字ということが明らかになる行政の一例として、ふるさと納税のことを何度かお聞きしたことがあります。見た方もいらっしやると思うのですが、実はこのたび恵庭市が補正予算で、この同じ第3回定例会で増額をしています。ふるさと納税が極めて好調なのだそうです。内容はわかりません。しかし、一つわかることは、我が市よりも小さい。しかし、同じ札幌圏において、行政が目的を掲げて一つの結果と数字を出しているということは事実です。

そこでもう一度聞きます。リーダーが高い目標を掲げて、その達成度は別にしても本気度を示していくことにより、職員と一丸となってさらに進めてほしいと考えます。市長はどのように考えますか。

○市長

本気度というお言葉がありましたけれども、今の御指摘のとおり、トップとしてしっかりした、なおかつ高い目標を掲げていく。そして、職員のみならず、今クルーズ船のお話ですから、船会社の皆様に対してもこの本気度をお示ししていくことはとても大事なことだというふうに思っております。

昨日お時間をいただきまして、休憩時間中に船会社の方が市役所を訪れてお会いしましたが、私がしっかりと船会社の皆さんにお会いする、あるいは会社を訪問する、そういった中で本気度はお示しできるというふうに思っておりますけれども、ただクルーズ船に来てくださいと言うだけでは来てくれるとは思っておりません。やはり何らかのインセンティブをお示しする、戦略的な取り組みが必要になってくるのではないかなというふうに思っております。

先ほども職員と少し休憩時間にお話ししましたが、船会社の皆さん、旅行会社の皆さんと一緒に集客にかかわっていく、このようなことも一つの取り組みではないかなというふうに思います。こういったことを職員と一丸となって、職員と一丸となってということは、私ももちろんトップセールスをしなければならない、職員は職員の立場で、市長がどのタイミングでトップセールスを行うのが適切なかどうか、この辺の連携もしっかりとっていくことが必要なのではないかなというふうに思っているところでございます。

○中村（誠吾）委員

少し嫌味な言い方なのですが、これらの事業というのは、ふるさと納税もそうだったけれども、市役所としては珍しく結果が数字として出る事業なのです。そのために私は、人とお金をかけて結果を出してもらいたいと考えています。目標を掲げて結果を出していくことが迫カラーになればいいのです。ですから、次に、市長にお願いし、最後にお聞きしたいのは、もっと具体的な目標を掲げて、市民に、そして議会、職員に示してほしい。目標達成のために何かお考えがありますか。

○（産業港湾）港湾振興課長

目標達成のための取り組みといたしまして、これまで国内外に向けての船会社、旅行会社などへの訪問、キーパーソン招請によるPRの実施、さらに乗船客の満足度向上のため、歓迎行事、臨時観光案内所の設置、通訳ボラン

ティアによる英語のガイドなどを行っております。

今後、新たな取り組みといたしまして、大型クルーズ船対応岸壁やターミナル機能など、第3号ふ頭の整備時期が確定した段階での船社代理店、旅行会社へのPR、また、現在の観光資源、見る、食べるなどのほかに、体験型観光や文化交流などの新たな企画について関係団体と連携しながら発掘し、寄港地の新たな魅力づくりに取り組んでいこうと考えております。さらに、今後市長にもトップセールスを進めていただき、小樽港を売り込んでまいりたいと考えております。

○市長

補足させていただきたいと思います。今やっていること、取り組んでいること、担当からお話がありましたけれども、これからどうするのかというお尋ねだと思うのです。確かにクルーズ船というのは、結果が数字で出ますのでわかりやすいといえども、ただ、我々の行う事業というのはクルーズ船に限らず全てのまちの持続性を維持していく、持続性を発揮していくということにつながらなければいけないなというふうに思っております。ですから、そのためには船が何隻入ったという数も大事ですが、やはりどれだけの経済効果が上がっているのか。先ほど効果ですとか、そういったことに鈍感だというお話もさせていただきましたけれども、やはりクルーズ船でも、ここはしっかりとどのくらいの経済効果があるのかというクルーズ船の検証をしっかりとしなければいけないというふうに思っております。

先ほど委員から少しお金を使ってもというお話がありましたけれども、港湾統計はとっていますけれども、クルーズ船による成果とか効果の分析のためには、ここは少しお金をかけてでもやって、それを分析した上で戦略的なクルーズ船対策を練っていくということがこれから大切になってくるのではないかなというふうに思っています。よろこびます。

○中村（誠吾）委員

全くそのとおりで思っているのです。

先ほども言いましたが、今の段階で、報道ですから、迫カラーが見えないと言われても右往左往などしなくてもいいのです、別に右往左往はされていませんけれども。私も同じ意見なのですが、私の職員としての経験からしても、市の仕事の大半、ほとんどは地味というか、結果が数字としては出ないものです。やって当たり前の仕事です。そう言ってしまうと、前の市長は当たり前のことをしなくて注目を集めてしまったわけなのですけれども、ですから、1年たって注目を集めていないこと、まだ不鮮明だなということは別に悪いことではないのですから、失礼ながら、失礼ながらですよ、市長、焦らないでくださいと申し上げて私の質問は終わります。

○面野委員

◎小樽市総合体育館について

それでは、私からは小樽市総合体育館についてということなのですが、まず、先日の代表質問で市長から駐車場の件で前向きな答弁をいただいていたのですけれども、なかなか代表質問では詳しくお聞きできなかった点もありましたので、きょうは都市計画と旧緑小学校の解体ということで、まず全体の話で、都市計画審議会で示された内容で、方向性の転換や頓挫、または期日が示されているものに対して、延期された場合には何かしらの形で審議会に対して報告や何かという作業は図られるのかお聞かせください。

○（建設）都市計画課長

今の御質問でございますが、何らかの計画への位置づけなど、その方向性が明らかになった段階で報告が必要になるものと考えておりますけれども、決定した区域が変更になる場合については、改めて都市計画審議会において審議していただくという形となっております。

○面野委員

ちなみに、これまでそのような状況になったという例はあるのでしょうか。

○（建設）都市計画課長

時間がなくて全て調べ切ることができなかったのですが、ここ10年間程度におきましてはそのような状況はないものと考えております。

○面野委員

それでは次に、たしか平成25年に行われました第173回都市計画審議会での協議について伺いたいと思いますけれども、まずこの第173回に行われた審議会の概要、提案の内容ですとかをざっくりとお示してください。

○（建設）都市計画課長

御質問の協議の概要、提案内容といたしましては、市民のレクリエーションの充実に資するため、地域の学校再編による統合新校建設計画にあわせて小樽公園第2駐車場の配置を変更するものであり、主要な公園内施設に小樽公園第2駐車場を近接することで、公園利用者の利便性の向上を図るものとして協議をお願いしているものでございます。

○面野委員

要は、今、山の手小学校の建っているところが公園の駐車場で、旧緑小学校の場所に駐車場を持って行きましょと、トレードのような、そういったような協議が進められたと思うのですが、その協議の中でどのような利点があるというか、トレードに関して内容に利点があるということで、そのとき市からは報告、説明されていましたか。

○（建設）都市計画課長

御質問のありました整備の利点でございます、審議会において3点示させていただいております、一つ目が、主要公園内施設への徒歩移動距離が短縮し、公園利用者の利便性が図られること。また、2点目として、体育館付近の駐車可能台数の不足を解消する効果が期待できること。3点目として、大規模な造成を必要としないことと説明させていただいております。

○面野委員

私も実は会議録を読ませていただいていたのですが、大規模な造成を必要としないというふうに当時の公園緑地課長が質疑で対応されていたのですが、このときは、解体費用ですとか公園整備の費用は積算されているものだったのでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

当時の都市計画審議会の質疑応答の中で1億1,000万円程度という金額が出ておりますが、当時の積算根拠は不明であります。なお、平成28年に積算しました概算額では約2億5,000万円となっております。

○面野委員

結構ずれが生じているというか、ずれているというような印象を受けたのですが、続いて、その都計審の中で、スケジュールも委員の中から質問があつて示されていたと思うのですが、公園整備に対するスケジュールについて御説明をお願いいたします。

○（建設）公園緑地課長

当時の都市計画審議会では、旧緑小学校が移転して、かつ旧校舎の解体後からの整備になると説明し、具体的な時期までは説明していませんでした。質疑応答の中で、最短で進んだ場合を前提としたスケジュールとして平成30年の後半とお答えしておりますが、正式には決まっていたものではございません。

○面野委員

このときは最短でこのぐらいということで説明をしていたと思うのですが、正式に決めるというのは、このときはまだ示されていないと思うのですが、今は正式に決めるということはまだ決まっていないのですか。

○（建設）公園緑地課長

今でも正式には決まってございません。

○面野委員

それでは、先日の私の代表質問への答弁の中で、市長から早期に検討していただけるというような答弁をいただいたのですが、具体的な時期として、今進めています公共施設再編計画の中で早期に検討していただけるのか、それとも、あくまで都市計画審議会の中で示されていた平成30年の後半という部分の、そこに目がけて、今はもう過ぎていますが、そういったような別立てで検討していただけるのか、どちらの意味だったのかお聞かせいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○（建設）内藤次長

こちらにつきましては、公共施設再編計画をにらんで将来を見ていかなければならないのですが、再編計画とは別に検討してまいりたいと考えてございます。ただし、都市計画審議会でお話ししておりました平成30年後半、それとは切り離れた形での検討という形になってまいります。

○面野委員

今お話があったのですが、都計審には、前回というか、旧緑小学校の解体、駐車場の整備においては、多分この議事録が最後の議事録になっていると思うのですが、こういった、先ほど変更や何かがあれば明らかになった状態で報告をしなければいけないということで最初に答弁をいただいていたのですが、時期が間に合いませんでしたということが明らかになったということは、特段都計審に報告しなくてもいい、協議をしていただかなくてもいいというような考え方なのでしょうか。

○（建設）都市計画課長

時期と申しますと、要は報告するタイミングの形でよろしいでしょうか。

○面野委員

第173回の都市計画審議会の中で、平成30年度の後半に駐車場整備をしますと、まずそうお答えをされていて、それは今お話を聞くと、正確な日ではなかったとは今は言っていますが、都計審の中では正確な日ではないですとは言っていないはずなので、仮定とも言っていないので、今、令和元年9月になっていて、30年の後半は過ぎていきますので、ここで30年後半にやることはできませんでしたという報告はしなくてもいいのですかということなのですが、いかがでしょうか。

○（建設）内藤次長

議事録をお読みになっての御質問かと思いますが、その中で、現在の予定でという仮のお話ということで議事録の前段に書かれていると思うのですが、あくまで仮の状態としての御質問で、平成30年後半、早ければということでお答えしてございますので、それを受けまして、今延期しているから都市計画審議会に再度報告をしていく義務という形、そういうものはないものと考えてございます。

○面野委員

そうは言っても早急に検討はしていただきたいなというふうに思っていますので、次の質問に入りますけれども、本会議の中でどなたかへの答弁だったと思うのですが、総合体育館の建設とあわせて旧緑小学校と一緒に解体して同時に工事を行う、この方法と、先に旧緑小学校を解体する、今の体育館を後々計画で決まった際に解体して移動する、こういったような二つの進め方があると思うのですが、並行に進める場合は単体で進めるよりも経費が圧縮できる、仮設工事や基礎工事などの部分が節減できるので、圧縮できるというような答弁をされていたと思うのですが、これも実際に業者から見積もりをとったとか、何か積算したというような根拠があったのかお聞かせください。

○（建設）公園緑地課長

見積もりに関しては実際とっておりません。

○面野委員

では、一般論でという、どのぐらいなのかはわからないということなのですね。

次に、総合体育館の建設においては、新設する場合は有利な起債を活用して建設したいというようなお話も答弁で伺っていたのですが、この有利な起債というのはどういったようなものかお示してください。

○（財政）財政課長

総合体育館に限らず、施設を建設するに当たっての財源の確保といたしましては、まず、国の補助金とか交付金などの補助メニューの中に該当するものがあるかどうかということを精査させていただきます。その上で一般財源が必要になるということになりましたら、初めて私たちのほうで起債導入を検討いたしますが、そもそも施設の形態として、現在の総合体育館だけの建設の形にするのか、もしくはいろいろな案も出ておまして、プールを一緒にした複合施設の形になるのか、もしくは防災機能みたいなものも入れた、そういう施設にするのかによっても導入可能な起債メニューというのも変わってきますので、導入する施設の形態が現状で決まっていなかった中ではなかなか具体的な起債のメニューでこういうものがありますよということはお示しはできませんが、起債のメニューにつきましても毎年度のように内容が変わってきておりますので、私たちといたしましては、その時点で交付税措置などがある有利な起債が導入できないかということを中心に検討していきたいというふうに考えております。

○面野委員

ちなみに、有利というか、利用できるような交付税措置がされるメニューというのは、私は詳しくわからないのですけれども、結構スポットで、単年でぽこっと出たりするものなのですか。それとも、一回メニューが始まると何年間かけてそういったメニューが継続されるというような、どのような印象なのでしょう。

○（財政）財政課長

起債のメニューの部分については、毎年度ころころ変わるというようなものはそれほどないです。実際に現状で言えば、公的債務みたいな部分、公共事業等債とか、国の補助がつくものとかも一部交付税措置とかもありますし、あとは公共施設の総合管理計画などの計画の位置づけ等も必要になりますが、他の施設もいろいろ複合化、集約化するというのであれば、現状で言えば公共施設等適正管理推進事業債の集約化事業というものにも該当してきますので、こういうものに該当すれば充当率が90%で交付税措置も50%とかございますが、これにつきましては現行制度で言えば令和3年度までという形になっております。

そういうものも、起債の時期というかエンドの部分も、毎年の地方債の計画書の中で物によっては延びてくる、もしくは対象範囲もふえるということも当然ございますので、今後建設の形態がどういう形になるかというのをよくよく精査させていただいた上で、その時点で私たちとしても、財源対策として必要な起債の充当がどういうものが可能なのかということは、そのときそのときで判断していかなければならないというふうに考えております。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。